

岩手県告示第375号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、盛岡広域都市計画道路の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

令和7年6月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 公聴会の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年7月7日(月)午後3時から
- (2) 場所 岩手県盛岡地区合同庁舎8階講堂A

2 都市計画の変更の案の概要

- (1) 変更箇所 別図のとおり。
- (2) 都市計画を変更する土地の区域
 - ア 紫波郡矢巾町大字藤沢第5地割から下飯岡20地割まで
 - イ 紫波郡矢巾町大字土橋第10地割から滝沢市巣子まで
 - ウ 盛岡市西仙北一丁目から紫波郡矢巾町流通センター南二丁目まで

3 公述申出書の提出期限 令和7年7月1日(火)

備考 「別図」は、省略し、岩手県県土整備部都市計画課及び盛岡広域振興局土木部並びに盛岡市役所、滝沢市役所及び矢巾町役場に備えておいて令和7年6月3日から同年7月1日まで縦覧に供する。